

○菊川市最低制限価格制度実施要領

平成26年 3月31日
告示第36号

(趣旨)

第1条 市長は、菊川市が発注する工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、地方自治法施行令第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事等)

第2条 この要領の対象は、菊川市低入札価格調査実施要領（平成26年菊川市告示第35号。以下「調査実施要領」という。）の適用を受けない競争入札による工事等とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、調査実施要領第3条に規定する、調査基準価格の算定方法を用いて求められる額に消費税相当額を加えて得た額とする。

2 前項において定める最低制限価格は、予定価格表の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に消費税相当額を減じて得た金額を「最低制限価格入札書比較価格〇〇円」と記載する。

(入札参加者への周知)

第4条 入札執行者は、本制度の円滑な運用を図るため、公告等の際に、最低制限価格を設定している旨を明示するものとする。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、入札の結果、最低制限価格を下回る価格で入札があった場合には、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者の失格を決定するものとする。

(入札結果表への記載)

第6条 入札執行者は、前条の決定を行ったときは、入札結果表に当該入札者を失格と決定した旨を記載するものとする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。